

## 入間市商工業振興条例の一部を改正する条例 改正要旨

### 1 条例改正の理由

入間市では条例に基づき、中小企業者等の資金調達の円滑化を図るため、3種類の融資のあっせんを行っています。

#### (1)特別小口無担保無保証人融資

#### (2)小口特別融資

#### (3)創業支援資金融資

「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第56号)」が平成29年6月14日に公布され、平成30年4月1日に施行されました。同法のうち中小企業信用保険法の一部改正により特別小口無担保無保証人融資の保険限度額が、また産業競争力強化法の一部改正により創業支援資金融資の保険限度額がそれぞれ引き上げられました。

このことにより、創業支援資金融資の適用法令を産業競争力強化法に改めるとともに、3種類の融資の貸付限度額を引き上げ利用者の利便性の向上を図るものです。

### 2 条例改正の内容

#### (1)特別小口無担保無保証人融資

中小企業信用保険法の一部改正により、貸付限度額を1,250万円から2,000万円に引き上げ利便性の向上を図ります。

#### (2)小口特別融資

法律改正の影響は受けませんが、特別小口無担保無保証人融資に合わせ貸付限度額を1,250万円から2,000万円に引き上げ利便性の向上を図ります。

#### (3)創業支援資金融資

中小企業等経営強化法に基づく創業等関連保証から、産業競争力強化法に基づく創業関連保証に切り替え、創業者に対する創業支援資金融資の貸付限度額を1,500万円から2,000万円に引き上げ利便性の向上を図ります。

また、特別小口無担保無保証人融資及び小口特別融資と、創業支援資金融資の対象者が異なることから、双方の対象資格をそれぞれ明確化するため、別表第2中の表記を整備します。

### 3 施行日

平成31年4月1日から施行するものです。なお、平成31年3月26日以後に融資あっせん申込書を受理したのから適用するものです。